

申2号「不当労働行為撲滅」に向けた緊急申し入れ 10月8日 団体交渉行う!

1. 2024年8月8日、盛岡設備連合分会組合員が盛岡信号通信設備技術センター現場長へ賃金控除依頼書を受け取りに行った際のやり取りを明らかにすること。また、賃金控除依頼書を受け取りにいった組合員については、組合加入の経緯を聞き取ることや不利益誘導等の不当労働行為を止め早急に手続きを行うこと。

回答

盛岡信号通信設備技術センターの管理者と社員におけるやり取りについては、社員からの申告に基づき行われたものである。また、賃金控除依頼書については、社員からの申請に基づき、適切に取扱っているところである。

【確認事項】

- ①当日のやり取りがあったことは事実であり、組合の主張している内容も概ね事実である。
- ②不当労働行為や支配介入と疑われることがあってはならない。
- ③賃金控除依頼書は、申請があった際は粛々と取扱う。
- ④不当労働行為撲滅に向けて定期的に管理者への周知は行っていく。
- ⑤当該社員への不利益は無い。
- ⑥このような申し入れが提出された現実を受け止める。

しかし会社は、

潔白

- ①管理者は不当労働行為や支配介入の意思は全くなかった。 **潔白** である!
- ②本人からの申告によるやり取りの中で、組合加入の申告がされた場合は、組合加入の経緯や状況を聞くことは社員とのコミュニケーションの中で否定されることではない。
を繰り返し主張!

会話の発動がどちらであれ、組合の語をしている時点で不当労働行為だ!

意図が無ければ何をやっても良いのか!



主張するが認識合わず!!

不当労働行為撲滅!コンプライアンス遵守できる会社をつくらう!